令和５年９月　富士宮市教育委員会定例会　議事録

１　日時　令和５年９月１１日（月）　午後１時２９分～午後２時１５分

２　場所　市議会第２委員会室

３　出席者　教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

４　日程
第１　会議録署名委員の指名について
第２　教育長報告
第３　議第２３号　富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について
第４　議第２４号　令和５年度９月補正予算について
第５　議第２５号　令和４年度歳入歳出決算について

５　会議内容
第１　会議録署名委員の指名について

第２　教育長報告
(新型コロナウイルスに関する報告)
　最初に、新型コロナウイルスについての報告です。2 学期が始まるに当たり、学校には新型コロナウイルスへの対応について通知を出しました。また、9 月 11 日付の県の福祉企画課からの通知のとおり、県内全体で注意報レベルから警報レベルに変わり、特に御殿場圏域が突出して感染者数が多いという状況です。富士圏域については、他地域と同じように注意報レベルの 3 倍程度となっています。相談窓口や発熱外来等に大きな変化はありませんが、民間の病院等では患者数が増えている状況です。富士圏域の感染者数の推移を見ると、静岡県と富士圏域で同じように数が増えているということで、心配な状況であることは間違いありません。また、本日から新型コロナウイルスとインフルエンザの状況については各学校から報告をいただいて、状況把握を始めます。

(登用の状況)
　次に、登用についてです。今年は校長 4 名が退職します。ただ、定年延長が来年度から始まりますので、役職定年という形ですので、引き続いて学校の勤務を希望する方もいる状況です。

(令和 6 年度文部科学省概算要求)
　次に、文部科学省から令和 6 年度の概算要求が発表されました。内容としては、ＧＩＧＡスクールに係る端末の更新費用や教員業務支援員の増員、部活動の地域移行などがあります。それ以外にも様々な項目がありますので、文部科学省のホームページをご覧ください。

○教育委員報告
(教育総務課)
　教育委員報告の概要について説明をいたします。
　今回報告事項は２件ございます。１件目は、令和６年度施策と予算に関する要望書の提出についてです。８月 18 日金曜日に静岡県市町教育委員会連絡協議会において、県の教育長に対し各市町から集約した令和６年度の施策と予算に関する要望書を提出いたしました。
　２件目は、令和５年度市町村教育委員会研究協議会についてです。９月７日木曜日にオンラインでの協議会に出席し、学校における働き方改革について、部活動のあり方について、各市町の教育長や教育委員と協議をいたしました。

(教育委員)
　県教委への要望書の提出について、毎年要望事項が大変多くございまして、その中で重要な点について各市町から上げていただき、それについて話をしました。特に要望する事項としては、一つは教育の振興に関する要望としてＧＩＧＡスクール構想やいじめ・不登校に関すること、特別支援教育に関することを上げております。2 点目に定員・人員に関する要望、3 点目に教職員の研修・待遇改善に関する要望、それから 4 点目に学校施設や財源に関する要望としてまとめています。全体的な感想としますと、昨年よりも少し踏み込んだ話ができたというふうに考えています。
　池上教育長から、昨年は教育長になってわずかな時間しかたっていなかったところでの要望だったため、対応が十分でなかったというお話もありました。また、今年は１年かけて対応する中で納得のいくものになってきているという話もありました。具体的には、私どもが昨年要望しました特別支援教育について申し上げたところ、この１年間で現地を何度か訪問し、現場の先生方や子どもたちの様子を見る中で様々な経験ができたということをおっしゃっていました。これは一つの例ですけれども、全てについて２年目の経験に基づく施策が進められるものと期待をしています。
　また、意見交換の中で申し上げたのは、働き方改革や部活動の地域移行、給特法の教職調整額を中心とした待遇改善、それから採用について、さまざまな共通点がある中、その基となる学校における業務の３分類について文部科学省で進められていることについてです。それに関して、コミュニティ・スクールによって地域の方々の御協力をいただく、あるいはスクールサポートスタッフの増員などの支援を進めることによって改善していく必要があるのではないかということを申し上げました。
　それについて、趣旨は賛同いただきましたが、教育長の言葉として、業務の改善を行うことについて必要だと思うが、学校側からだけの要望や改善の取組方には少し気をつける必要があるのではないかということをおっしゃっていました。特にウェルビーイングという言葉を用いて、地域の方々としても満足のいく、やりがいのある形での学校に対する協力だったり理解だったりをするためには、学校側からの要求が突出するような取組方についてはいかがかという意見でした。私もそのとおりだと思いまして、そういった意味で現場の意見や雰囲気が感じられたため、今回の要望活動が一歩進んだと考えています。
　それから、部活動の地域移行について、各市町の教育委員会が中心になって進めていますが、大変手探りであり、困難も感じているため、県教育委員会としての指導や支援をお願いしたいと申し上げました。それについて、掛川市の視察を具体的に示して話がありました。私も掛川市は先行して地域移行が進んでいると認識をしていますが、教育長のお話の中で、地域活動に全てを移行して

いくという大胆な方針があるとお聞きしました。つまり、学校の部活を基本的にはなくしていきたいというような方針を掛川市では考えているという説明がありました。大変すばらしい考え方の一つだと思いますが、教育長の言葉で言うと、そのような特異なモデルを、県全体のモデルケースとしてお示しするような内容であるかどうかについては少し考える必要があるということでした。

　もう一つ、今回申し上げたのは、私どもの要望の中に県教育委員会が管轄する高等学校に関する要望事項が去年と今年も上げられていました。協議会の所轄以外の要望事項を上げていることについて、県教育委員会のテリトリー、市町の教育委員会のテリトリーにかかわらず、地域の学校教育全体や発展を考えたときに、その必要性を認める立場から今回も要望に上げましたので、御理解いただきたいということを申し上げました。これについて、例えば、特別支援学校の存在が県教育委員会だったり市教育委員会だったり、所轄が異なることによって子どもたちに対する考え方や組織の捉え方が違うということについては違和感を持っていたところです。子どもファーストという観点で考えれば、所轄が違うからということではなく、子どもたちのことを中心に教育を考えるという点で要望を申し上げました。

(教育委員)

　9 月 7 日に市町村教育委員会研究協議会に参加いたしました。1 テーマ 75 分で実りの多い協議となりました。

　分科会Ａでは学校における働き方改革について協議をしましたが、働き方改革の成果の見える化や分析、広報の方法、それから教員の声を聞くことについて、様々なお立場で御意見をいただきました。現場教員の意識改革は当然なのですが、8 月 29 日発信の大臣メッセージをよりよく活用して、学校を取り巻く私たちや地域が、働き方改革というのは子どものためになるという共通認識をしっかりと持っていただきたいというお話もありました。まさにそのとおりで、子どもファースト、子どものためになるものだという意識を全体が持つことによって、推進していくものだと学びました。

　分科会Ｂについては、部活動のあり方についてということで、地域の状況や実態をよく知ることがとても重要で、指導者不足、人材確保等、国や県などの経済的支援は必須であるという御意見がありました。また、地域移行が目的ではないのだから、子どもの意見を直接聞く場を見える化する、子どもの権利条約等にもありますが、そういった意見もとても大事にしていきたいという御意見が非常に印象に残りました。

　この研究協議会のオンラインの最中、岳南朝日新聞の記者が、最初から最後まで傍聴してくださっていたことに私は非常に感動しました。これは返すと、市民の関心もとても高いものであると、改めて身を引き締めて見守るテーマであるというふうに再認識をしたところです。

　以上です。ありがとうございました。

第３　議第２３号　富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

(教育長)

　それでは、議案の審議に入ります。

「日程第 3、議第 23 号　富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について」を議題とします。

　事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)
　それでは、議第 23 号　富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について説明をいたします。
　1、契約の目的、富士宮市立富士見小学校屋内運動場改築工事。
　2、契約の方法、制限付一般競争入札。
　3、契約の金額、3 億 4,100 万円。
　4、契約の相手方、富士宮市田中町 1150 番地、株式会社三与建設。
　以上になります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)
　説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

　(「なし」の声)

(教育長)
　質疑なしと認めます。
　質疑が終了しましたので、議第 23 号について採決をします。
　本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

　(「異議なし」の声)

(教育長)
　御異議なしと認めます。よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

第４　議第２４号　令和５年度９月補正予算について
(教育長)
　次に、「日程第 4、議第 24 号　令和 5 年度 9 月補正予算について」を議題とします。
　事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)
　議第 24 号　令和 5 年度 9 月補正予算について説明をいたします。
　それでは、初めに歳入となります。9 月補正につきましては、補正額 9,415 万 6,000 円の増額補正となります。補正額の合計額は 18 億 1,951 万円となります。
　次に、歳出です。3 億 693 万 7,000 円の増額補正です。補正額の合計額は 57 億 5,843 万 2,000 円となります。
　それでは、各課の補正内容について説明をいたします。初めに、教育総務課です。歳入、15 款国庫支出金 6,735 万 6,000 円の増額は、学校施設環境改善交付金となります。内訳は、西小学校、富士根南中学校の校舎トイレ改修工事、富士見小学校の屋内運動場改築工事、富士宮第一中学校の屋内運動場耐震補強工事、芝川中学校の校舎改築工事に係る国庫補助金分となります。

次に、19款繰入金1,526万8,000円の減額は、芝川中学校の校舎改築事業費から国庫補助金、起債を除いた一般財源分の繰入れとなります。

22款市債2,660万円の増額は、国庫補助金の増減に対応したものとなります。

歳出です。総務費2億円の増額は、学校施設整備基金積立てによるものです。令和4年度末では約17億2,000万円でしたので、今回の補正額を加えますと約19億2,000万円となります。

小学校費2,230万円の増額は、学校管理費における樹木剪定の委託料、学校施設の修繕料及び学校建設費における設計等委託料の減額分となります。

中学校費5,660万円の増額は、学校管理費における樹木剪定の委託料、学校施設の修繕料及び学校建設費における工事費の増額分となります。

次に、学校教育課です。歳出、特別支援教育費504万9,000円の増額は、医療的ケア児の訪問看護に係る委託料となります。

次に、社会教育課です。歳出、公民館費565万5,000円の増額は、公民館の修繕料となります。

次に、文化課です。歳出、文化振興費9万9,000円の増額は、湧玉池の水生生物の調査委託料となります。

次に、スポーツ振興課です。歳入、18款寄附金20万円の増額は、静岡県プロゴルファー会からの寄附によるものです。

歳出です。保健体育費672万円の増額は、寄附金によるゴルフ用品の購入及び市民体育館の音響設備などの修繕料となります。

次に、学校給食センターです。歳出、学校給食費129万7,000円の増額は、主に浄化槽のブロアの交換等の修繕料となります。

次に、中央図書館です。歳出、図書館費921万7,000円の増額は、図書の購入費及び中央図書館の修繕料となります。

なお、各課の9月補正の集計は、資料を御参照ください。

以上、議第24号　令和5年度9月補正予算についての概要でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

教育総務課に関するところで、小学校費の学校建設費についてです。説明がありましたが、黒田小学校の屋内運動場の改築工事で1,620万円の減額と大きな減額になっておりますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

(教育総務課)

黒田小学校の屋内運動場改築事業費ですけれども、こちらにつきましては当初体育館の建て替えにおきまして体育館の同じ位置に1回解体をして、そのまま建て替えをする予定で進んでおりました。しかしながら、体育館の使用に関しまして1年半以上使えないということもございます。また、学校敷地が狭く、駐車場も大変狭小という中で、学校や市の企画財政部署と協議をいたしまして、プールをまず解体して、プール敷地に体育館を建てようということで理解も得られましたので、今

回同じ場所に建て替えする予定で基本設計や実施設計委託、地質調査委託の予定を当初しておりましたが、最初に校舎と屋内運動場は段差がございますので、そちらの測量をしまして、測量が出てから次年度以降、基本設計、実施設計を行うということで、今年度基本設計と実施設計、地質調査の分を次年度に持ち越しをしまして、今回は測量の委託ということで合わせて 1,620 万円の減額となります。

(教育委員)
　当初予算の議題の際に、学校のプールについて体育館との関係においてどうするのかということで発言しました。プールの存続は学校の教育方針の一つとして重要であり、地域との関連など様々な問題がある中で、プールを存置したまま体育館をその場に建て替えるということで当初予算が通り、契約に至ったという経過だと記憶しております。
　今の話を聞きますと、その方針が変わったということで、今回については一からやり直すために測量だけ今年実施するという内容でした。したがって、その後の契約など、これから変更が生ずることになりますが、そういった点について今説明がありました。
　私は、プールの存在については各学校であり方を検討する時期に来ているのではないかということ、特に学校の働き方改革や危機管理の問題、施設の老朽化であったり、様々な問題の中で、黒田小学校についてはちょうどいい機会であるので、プールのあり方を考えたらどうかという趣旨で発言をしました。そのことについては御理解いただいて、なおかつ国庫補助の関係や予算の関係、ローテーションの問題などがあり、当初どおりプールありきの体育館、現状の位置に建て替えるというふうに決まったと記憶しています。
　つまり、補正による大きな減額があったことについては重要な変更点ですので、個別に議論が必要だろうということが一つ。それから、働き方改革で、部活に関わる問題等が惹起されている昨今、大きな変更が生じたときに教育委員会の定例会などにおいてタイムリーに報告をいただきたいと思います。議論した上での補正であるならば、よく分かるのですが、補正予算の項目としてだけで出てくるというのはいかがでしょうか。
　したがって、当局としては、額面上、額が大きい小さいという問題ではなく、教育の基本的な部分に関わるものについて、当然事前にお話しをいただく、あるいは定例会で詳しく報告をいただくということが必要だろうと思いますので、よろしくお願いします。
　それから、もう一点、中央図書館の補正で説明がありました施設維持管理修繕費についてです。中央図書館の 124 万 3,000 円の増額ということで説明がありましたが、この件につきまして前に話をしましたが、現在中央図書館は閲覧エリアが大きく制限されています。それは非常に市民に対して不自由をかけているのだろうと思います。それより増して、閲覧エリアを担保するために子どもたちの学習エリアを展示場所に使っているということです。夏休みのような長期休暇のときに子どもたちは学習の場としてそこを使っていて、そこを工事の関係で狭めているということです。つまり、通常の本棚が減ることのみならず、それを利用する子どもたちを中心として利用している人たちのエリアも影響せざるを得なかったということですが、意見としては、夏休みの時期はそれを避けるべきだったのだろうと思われます。補正予算の修繕費 124 万 3,000 円はそこに関わる工事の変更の内容かどうかをお聞きしたいということと、現在実施している工事が今度は冬休みの時期も同様に子どもたちをはじめとした利用者の制限がかかってしまうかどうか、2 点お願いします。

(中央図書館)
今回の修繕費の内訳ですが、防災電源用の配電盤の修繕、消防用設備の不良箇所の修繕、それから工事に係るところですけれども、サービスカウンターを今回撤去しますので、それに伴う電気配線の修繕の予算になります。
防災電源の配電盤の修繕ですけれども、こちらは5月に中央図書館の所在する地域で3時間ほどの停電が発生いたしまして、その際非常電源が点灯しましたが、停電復旧後もその非常電源が点灯したままの状態でしたので、業者に見てもらったところ、非常灯を制御する機器が劣化して、それが正常に作動していないということで交換が必要となりました。
次に、消防用設備ですけれども、こちらは3月の定期点検の際に見つかった不良箇所の修繕となります。
もう一つ、電気配線設備について、現在、床の工事をしておりますけれども、次期の区画でサービスカウンターを撤去する予定があります。そこでカウンター内のパソコン、プリンターなどの電算機器の配線を処理する必要がありますので、そのための予算を今回計上いたしました。
2点目ですけれども、冬休みの期間、現在のように会議室を図書コーナーとして使うかについて、冬休みの期間についても現在と同じような方法でやっていきたいと思っております。そもそも会議室というのは、臨時的に学習室として開放するというのが今までのやり方でした。学習室というのは別にございまして、そこは現在も通常どおり学習室として使用しておりますので、そちらのほうで学生等は勉強をしております。

(教育委員)
冬休みの問題について、今までどおり制限したまま実行するという話でした。それから、もう一つ、子どもたちを中心にした学習ゾーンについては狭まっていないということについて伺います。

(中央図書館)
2階の南側に学習室があり、そこがいっぱいになってしまうと、今図書コーナーとして使っている会議室を臨時的に開けていたわけですけれども、今回臨時的に開けていた部屋を図書コーナーとして使っておりますので、この夏に関しては臨時的な学習室としては使用できなかったということになります。

(教育委員)
要望させていただきます。そういった事情での対応ということは分かりますが、やはり工事などの工期は極力利用者に影響しないような工期を選ぶとか、例えば繰越しという手段もあって、工期を延ばすことによってそのようなエリアが確保されるとすれば、ぜひ御検討いただきたいです。

(教育長)
ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。
質疑が終了しましたので、議第 24 号について採決をします。
本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)
御異議なしと認めます。よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

第５　議第２５号　令和４年度歳入歳出決算について
(教育長)
次に、「日程第 5、議第 25 号　令和 4 年度歳入歳出決算について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)
それでは、議第 25 号　令和 4 年度歳入歳出決算について、総括的にその概要を説明申し上げます。
令和 4 年度富士宮市歳入歳出決算書抜粋を御覧ください。まず、歳入決算額につきましては、予算現額 579 億 8,791 万 7,000 円、収入済額 575 億 7,918 万 5,241 円です。
次に、歳出決算額につきましては、予算現額 579 億 8,791 万 7,000 円、支出済額 544 億 9,522 万 5,308 円、執行率は 94.0%です。うち教育費の歳出決算額につきましては、予算現額 65 億 9,667 万 7,000 円、支出済額 62 億 1,096 万 6,329 円、執行率は 94.2%です。また、一般会計の決算額に占める教育費の決算額の割合は 11.4%となります。
以上が、本決算の大要であります。詳細につきましては、議案及び令和 4 年度決算に係る主要施策の成果に関する報告書にて御確認をお願いいたします。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)
説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)
翌年度繰越額についてです。教育費の項にありますように、7,319 万 7,000 円の繰越額、大変大きい繰越しをしているわけですけれども、この内容について教えてください。

(文化課)
文化課の関係ですと 950 万円を文化会館の工事の設計の委託料の関係で繰越しします。

(中央図書館)
中央図書館分の繰越しになりますが、こちらは中央図書館長寿命化工事の機械設備工事、また電気設備工事の金額が繰越しとなっております。金額は 6,369 万 7,000 円になります。

(教育委員)
　その中で一番大きかった 6,300 万円ほどの図書館の部分なのですが、外壁工事の工事費でしょうか。

(中央図書館)
　外壁工事の部分ではなく、機械設備について、館内の空調設備の吹き出し口のところにファンコイルという機械があるのですけれども、それがコロナの関係で入ってこなかったということで繰越しをします。それから、電気設備工事、こちらがキュービクルという、外から電気を引き込んで、電圧を変えて館内に流している機械なのですけれども、こちらもやはりコロナの関係で機械が入ってこなかったため、今年の 11 月に機械を入れ替える予定になっております。

(教育委員)
　今回の一連の中央図書館の工事の中の一部と考えればよろしいでしょうか。それは、令和 5 年 11 月には終わるのですか。

(中央図書館)
　前年から繰り越されているものに関しては 11 月で終わりますけれども、現在床工事のほうは来年 1 月末までを予定しております。

(教育長)
　ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

　(「なし」の声)

(教育長)
　それでは、質疑なしと認めます。
　質疑が終了しましたので、議第 25 号について採決をします。
　本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

　(「異議なし」の声)

(教育長)
　御異議なしと認めます。よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。
　以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。
　それでは、これをもちまして 9 月定例会を閉会します。お疲れさまでした。